

# いたばし I (あい) カレッジ運営要綱

(平成8年1月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、男女平等参画社会を推進するため、地域における様々な課題の解決にむけた幅広いテーマについて学び、地域社会などへの「参加」から積極的な「参画」のための実践的行動力と意識を持った人材の育成を図るために開催する連続講座「いたばし I (あい) カレッジ」の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 連続講座の名称は、「いたばし I (あい) カレッジ」とする。

(テーマ及び講座の内容)

第3条 連続講座のテーマ及び講座の内容（以下「テーマ等」という。）は、別に定める。

(受講生)

第4条 連続講座の受講対象者（以下「受講生」という。）は、テーマ等によって定めることができる。

2 受講生の募集等については、別に定める。

(定員)

第5条 受講生の定員は、テーマ等によって別に定める。

(共催)

第6条 連続講座は、区単独で行うほか、必要に応じて他区または他団体と共催で実施することができる。その場合は、別途協定等を結び、費用の支払い等必要な事項を定めるものとする。

(託児)

第7条 連続講座は、必要に応じ託児つきで開講する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。